

第 5 期兵庫県地域福祉支援計画骨子（案）

骨子（案）	備考（第 1 回小委員会意見等）
<p><b>第 1 章 第 5 期地域福祉支援計画の概要</b></p> <p><b>1 第 5 期地域福祉支援計画の策定趣旨</b></p> <p>県では、平成 31 年度から令和 5 年度を計画期間とする「第 4 期地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉の取組を支援してきた。計画期間満了にあたり、核家族化、未婚化、晩婚化、ライフスタイルや働き方の変化、これらを背景に複雑化・複合化した課題が顕在化し、社会的孤立や社会的排除が深刻化している地域社会の現状、国における地域共生社会の取組をはじめとする地域福祉政策の動向、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により、想定以上のスピードで進んでいる社会情勢の変化や課題に対応するため、新たに「第 5 期地域福祉支援計画」を策定する。</p> <p>【直近 30 年の総括や、県地域福祉支援計画及び市町地域福祉計画に係る成果や効果についての振り返りを記載予定】</p> <p><b>2 第 5 期地域福祉支援計画の位置づけ</b></p> <p><b>(1) 法的位置づけ</b></p> <p>社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町の地域福祉の取組の推進を支援するため、策定するもの。</p> <p><b>(2) 他の計画との関係</b></p> <p><b>ア 県の関連計画等との関係</b></p> <p>本計画は、「ひょうごビジョン 2050」、「少子高齢社会福祉ビジョン」及び「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」等の兵庫県の基本計画を踏まえ、高齢者、障害者、子ども、若者、子育て世代等のあらゆる人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会参加できるよう、その取組方向を具体化する実施計画として位置づけられている。</p> <p>具体的には、全県的な地域福祉の向上を目指し、地域における高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の各分野における計画を包含し、地域づくりを通じた福祉的な住民自治を進めるため、福祉と地域づくりの融合を図ることや、その範囲や対象にとらわれずに、共通して取り組むべき事項や市町における包括的な支援体制整備への支援に関する事項等を定める計画である。</p>	<p>○印：第 1 回小委員会における委員意見 ※反映部分は二重下線</p> <p>○計画の改定にあたり、直近 30 年を総括する必要 ○県の地域福祉支援計画、市町の地域福祉計画について、それらの成果や効果について分析する必要</p>

骨子 (案)	備考 (第1回小委員会意見等)
<p><b>イ 市町地域福祉計画との関係</b>  本計画は、市町の地域福祉計画の策定・推進を支援することにより、市町における地域福祉の取組を支援し、全県的な地域福祉の向上を目的とする。県の福祉施策と他の分野別施策との連携・整合を図り、県が広域的な見地から、市町が目指すべき地域福祉の基本的方針、市町に求められる取組及び県の支援策を示す。</p> <p>(1) 市町が目指すべき地域福祉の基本的方針を定める計画  (2) 市町における地域福祉への取組の差異を確認し、全県的に地域福祉の向上を目指すガイドライン  (3) 地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築など、市町の地域福祉推進の仕組みづくりを具体的に示す計画  (4) 市町の地域福祉を推進するため、包括的な支援体制の構築など県として必要な支援を示す計画  (5) 地域福祉推進に向けた地域住民、地域団体、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等の基本的な役割や連携のあり方を示す計画</p> <p><b>3 計画期間</b>  令和6年度～令和10年度（5年間）</p> <p><b>4 主な地域福祉政策の動向</b></p> <p>(1) 高齢者福祉：介護保険法の改正（R3.4 施行）/地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保・業務効率化の取組の強化  認知症基本法の制定・公布（R5.6）/認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進</p> <p>(2) 障害者福祉：障害者差別解消法の改正（R6.4 施行）/合理的配慮の提供の義務化、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定（R4.5 施行）  /障害者が健常者と同じ内容の情報を同じ時点で入手できることを基本理念に、情報のバリアフリー化を推進</p> <p>(3) 児童福祉：こども家庭庁の発足、こども基本法の施行（R5.4）/「こどもまんなか社会」を目指したこども施策を総合的に推進  児童福祉法の改正（R6.4 施行）/子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等</p> <p>(4) その他：社会福祉法の改正（R3.4 施行）/重層的支援体制整備事業、社会福祉連携推進法人制度の創設等  孤独・孤立対策推進法の制定（R6.4 施行）/「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」等を推進  困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R4.6 施行）/困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための支援施策の推進  災害対策基本法（R3.5 施行）/個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化</p> <p><b>5 第4期地域福祉支援計画の評価</b></p> <p>(1) 市町地域福祉計画の策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定市町は、33市町（H30年度）から37市町（R5年度）と4町増加  ※ 未策定町（4町）のうち、1町は令和5年度末に策定予定</li> <li>○ 第4期計画の「5つの推進方策」については、市町計画に徐々に反映されつつあるが、包括的な相談支援体制を構築する市町の増加が低調であるなど実践につながっていない市町も見受けられるため、実効性を高めることが今後の課題</li> </ul> <p>(2) 県の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の福祉力を高める県施策は、56施策（H29年度）から203施策（R4年度）に拡充</li> <li>○ 毎年の県計画のフォローアップを図る一方で、未策定市町（未策定：4町）への対応や計画策定市町の進捗状況の把握及びフォローアップが課題</li> </ul> <p><b>6 計画の目標（目指す地域社会の姿）</b>  <b>（目指す地域社会の姿）</b>  年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGsの趣旨に沿って全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰一人取り残さず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民ひとり一人の暮らし・生きがい・地域を、ともにつくる地域共生社会を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご ～ “誰一人取り残さない” 地域づくり～ </div>	

骨子 (案)	備考 (第1回小委員会意見等)
<p><b>(取組の視点)</b></p> <p>① ソーシャルインクルージョン (社会的包摂) の視点 生活困窮者など社会的に孤立しがちな人や社会的排除の対象となりやすい人たちの権利を守り、地域社会に統合・包摂していくことが不可欠であり、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える人などの生活課題を包括的に受け止め、横断的にとらえ、支援につなげるという視点</p> <p>② リスクマネジメント (地域生活課題の発生予防・対処) の視点 地域福祉を進める上では、単に「みんなで困っている人のために善いことをしよう」という概念を超え、誰もが陥り、個人では対応しきれない地域生活課題 (リスク) を、共同体である地域社会全体の矛盾や不具合としてとらえ、その発生を予防し、対処していく「地域生活課題に対するリスクマネジメント」という視点</p> <p>③ コミュニティづくりの視点 地域福祉の推進は、地域社会において福祉的な住民自治を形成する過程で社会的孤立からつながりを再生する取組である。地域住民、専門職、事業者、行政等の参画と協働を促進することにより、コミュニティという共同基盤を豊かにしていくという視点</p> <p><b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b></p> <p><b>1 地域社会の現状</b></p> <p>(1) 人口・世帯構造等に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少の進展 [547万人(H27)⇒472万人(R22)]</li> <li>・世帯規模の縮小 [平均世帯人員 2.39(H27)⇒2.09(R22)]</li> <li>・地域でのつきあいが希薄化傾向 [地域でのつきあいがいない人の割合 32.1%(H30)⇒43.4%(R4)]</li> <li>・在留外国人の増加 [9.9万人(H27)⇒11.2万人(R3)]</li> </ul> <p>(2) 高齢者に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展 [高齢化率 26.8%(H27)⇒37.3%(R22)]</li> <li>・要支援・要介護認定者数の増加 [34万人(R4)⇒43万人(R22)]</li> <li>・認知症高齢者数の増加 [19万人(H24)⇒45万人(R22)]</li> <li>・日常生活自立支援事業契約件数の増加 [1,108件(H29)⇒1,161件(R4)]</li> </ul> <p>(3) 障害者に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者数の増加 [33.0万人(H27)⇒34.4万人(R2)]</li> <li>・障害者虐待の増加 (相談・通報・届出) の増加 [305件(H29)⇒541件(R3)]</li> <li>・障害者の雇用状況 (民間企業) [11,397.5人(H24)⇒16,497.0人(R4)]</li> <li>・障害者の地域移行者数の状況 [336人(H28～R1)]</li> </ul> <p>(4) 子どもに関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の進展 [出生数 4.4万人(H27)⇒3.6万人(R3)]</li> <li>・ひとり親世帯の増加 [3.7万人(H27)⇒3.1万人(R2)]</li> <li>・児童虐待 (相談) の増加 [5,221件(H29)⇒9,412人(R3)] (県内こども家庭センター)</li> <li>・要保護児童者数の増加 [1,118人(H27)⇒1,505人(R2)]</li> </ul> <p>(5) 生活困窮者に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の増加 [1.36万世帯(H30)⇒1.37万世帯(R2)]</li> <li>・若い世代の失業が深刻 [4.6%(15～24歳)、2.6%(全世代)] (R4・国)</li> </ul>	

骨子 (案)	備考 (第1回小委員会意見等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移 [9,078件(R1)⇒14,379件(R4)]</li> <li>・セーフティネット住宅登録数 [265戸(H31)⇒29,187戸(R4)]</li> <li>・生活福祉資金コロナ特例貸付の状況 [201,705件、80,569百万円(R1～R4)]</li> </ul> <p>(6) 生活に課題を抱える人の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり状態にある人の状況 [6.3万人 (R4国調査に基づく推計値)]</li> <li>・アルコール依存症者の状況 [12.7万人 (H30国調査に基づく推計値)]</li> <li>・ギャンブル等依存症者の状況 [9.6万人 (R2国調査に基づく推計値)]</li> <li>・自殺者数の増加 [877人(R元)⇒947人(R4)]</li> <li>・世話をしている家族の有無 [小学生(6年)6.5%(R3・国(ヤングケアラー実態調査)]</li> <li>・成年後見等権利擁護支援における中核機関の設置 [19市町(H29)⇒26件(R4)]</li> </ul> <p>(7) 活動主体(地域住民、NPO等)に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO団体の増加 [1,924団体(H24)⇒2,138団体(R4)]</li> <li>・民生委員の充足率の低下 [97.0%(H25)⇒93.3%(R4)]</li> <li>・社会福祉法人連絡協議会の増加 [19か所(H29)⇒43か所(R5) ※R5.10.未現在]</li> <li>・子ども食堂の増加 [90か所(H29)⇒374か所(R4)]</li> <li>・自主防災組織率の上昇 [76.9%(H12)⇒97.4%(R4)]</li> <li>・災害時における個別避難計画の策定状況 [41市町(R4)]</li> </ul> <p><b>2 地域福祉を推進する上での課題</b></p> <p>(1) 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>8050問題、親なきあとの問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待等、福祉ニーズが複雑化・複合化する制度の狭間への対応</u></li> <li>・ 世帯規模の縮小等を背景とした人間関係の希薄化や新型コロナウイルス感染症の影響等により深刻化する社会的孤立・社会的排除への対応</li> <li>・ 地域社会からの孤立などにより適切な支援を受けることができない生活困窮者等に対して、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関と緊密に連携を図ることにより支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要</li> <li>・ コロナ禍を端緒とした生活福祉資金の新型コロナウイルス特例貸付借受人等の生活困窮者支援は、長期化が予測されるため、相談支援体制の強化を図ることが必要</li> <li>・ 認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が十分でない者の増加が見込まれることから、本人中心の地域生活を支援する権利擁護施策の強化が必要</li> <li>・ 分野横断的な課題に対応するため、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供及び地域福祉の拠点となり居場所機能を担うなど共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組の一層の展開が必要</li> </ul> <p>(2) 住民が主体となった地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民、福祉等専門職、行政等が参画し、協働する地域福祉ネットワークの形成</li> <li>・ 地域を担う団体の組織基盤の脆弱化(人員不足・財源不足等)や新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした会議自粛等に起因するコミュニティの相互扶助機能(互助)の低下への対応</li> <li>・ 住民等が自主的・自発的に運営する子ども食堂など、世代や属性を超えた住民同士の交流、居場所づくり</li> <li>・ 社会福祉法人の地域公益活動の促進</li> <li>・ 災害時を想定した福祉的支援の充実</li> <li>・ <u>増加傾向にある外国人の地域社会への参画等、多文化共生の推進</u></li> <li>・ 地域づくりの取組を支える財源確保</li> <li>・ 地域福祉の視点を有したまちづくり活動の一層の推進</li> </ul>	<p>○困難な状況のある方の早期発見が重要。学校などの所属先がない、社会から孤立してしまう課題への対応</p> <p>○外国人との共生社会をどのようにつくっていくか</p>

骨子(案)	備考(第1回小委員会意見等)
<p>(3) 地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の地域福祉の担い手としての意識の醸成</li> <li>・ 地域の担い手の裾野を拡大し、子ども・学生・勤労者・企業等属性を問わない幅広い層が参画できる仕組みづくり</li> <li>・ 地域の資源を生かし、必要に応じ開発することで解決につなぐコーディネート力が高い人材の育成</li> <li>・ 様々な問題を抱え、支援を要する者(生活困窮者・ヤングケアラー・ひきこもり等)の増加による地域の担い手の確保</li> <li>・ 課題の複雑化・多様化による負担増のため不足する民生委員・児童委員のなり手の確保</li> <li>・ 高齢化の進行により重要性の高まる福祉・介護人材の確保(定着)に向けた取組</li> </ul> <p>(4) 庁内連携及び関係団体との連携の強化</p> <p>① 庁内連携体制</p> <p>福祉以外のまちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯・防災等生活の基盤となる分野においても、地域生活課題がその分野と密接に関連することを踏まえ、相互に連携した中長期的かつ総合的な地域づくりを推進する。このため、<u>福祉部局と地域づくり部局等との連携をはじめ関係部局との庁内連携を強化</u>する必要がある。例えば、包括的な相談支援体制を整備するため、生活困窮をはじめ、高齢者、障害者、児童、住宅等の諸課題に対して一体的に対応できるよう庁内連携を強化する必要がある。</p> <p>② 社会福祉協議会との連携</p> <p>市町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、市町域で地域福祉活動を推進する中核的な役割を担うとともに、地域福祉のコーディネート役として、官民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められている。<u>県と県社会福祉協議会、市町と市町社会福祉協議会が地域共生社会の実現に向けたそれぞれの役割や強み・弱みを認識した上で共に地域福祉を推進していく必要がある。</u></p>	<p>○行政、社協ともに人員不足が顕著な中で、施策を増やす一方で現体制を強化することも大事</p> <p>○行政、社協間のコミュニケーションを密にすることが重要</p>
<p><b>第3章 地域福祉の推進方策</b></p>	
<p><b>1 包括的に支援する体制づくり</b></p>	
<p>地域住民が抱える地域生活課題が複雑化・複合化している中、市町には、高齢、障害、児童等、各分野の支援体制では対応が困難な、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められている。</p> <p>また、市町の包括的支援体制づくりに加え、高齢者、障害者や児童への虐待の未然防止及び迅速な対応、地域における権利擁護の推進のほか自殺対策などいのちや尊厳を守っていく取組が必要である。</p> <p>(1) 分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備 ～重層的支援体制整備事業の推進～ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※重点項目</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法の改正により、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて、<u>人とのつながりを再構築しようという、重層的支援体制整備事業が創設された。</u></li> <li>・ <u>市町では、重層的支援体制整備事業を活用し、それぞれの支援機関では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止める支援体制を整備するほか、支援を必要とする者を早期に把握するため、適宜、アウトリーチを行いながら、積極的に展開していく。</u></li> <li>・ 市町は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」(重層事業実施計画)を策定するよう努めることとされており、地域住民等の支援ニーズに包括的に対応するため、市町の地域福祉計画に内包していく場合も含め、計画の策定につき努める。</li> <li>・ 県は、本事業が市町地域福祉計画を進める上で核となる役割を果たすことが期待されることから、本事業を本計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、広域的・専門的な見地から、積極的に市町の取組に対する助言や情報提供を行い、重層事業実施計画の策定等を支援する。 (令和5年度は、県内6市が事業実施)</li> </ul>	<p>○制度の狭間や、制度はあるが支援に結びつかない方へのフォロー体制が必要</p> <p>○知的障害者の方のグループホームへの入所が困難になるケース等、複合的な問題を抱える方を重層事業でカバー出来るのか</p> <p>○重層事業のメリット及び必要性、複合化した問題を抱える住民に対してトータルにサポートすることが可能か、に関する記載が必要</p> <p>○一つの機関で解決出来る課題が減少している中で、解決への仕組みを記載する計画が必要</p>

骨子(案)	備考(第1回小委員会意見等)
<p>＜事例の紹介＞  <u>市町によって異なる包括的支援体制の構築方法について記載するとともに、引きこもり等に係るアウトリーチ支援等の個別事例を記載(今後取材先検討)</u></p> <p>(2) 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員、保護司、生活支援コーディネーター等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する。</li> <li>また、介護保険における地域ケア会議や生活支援体制整備事業における協議体等の活用により、地域の関係者が参加の上、個別事例の検討を通じた地域生活課題の抽出及び課題解決に向けた検討を進めていく。</li> </ul> <p>(3) 生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者に対する自立支援にあたっては、社会的孤立を解消させ、社会参加に繋がるような居場所づくりや中間就労の場、さらには住まいの確保や就労支援など生活全般にわたる伴走型の包括的な支援を、福祉、就労、住宅その他の関係機関や民間団体と緊密に連携して行う。</li> <li>行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体等の公民が連携し、地域において生活困窮者等に対して食品配布等の支援に取り組む「ひょうごフードサポートネット」を推進する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響に加え、今後、単身高齢者世帯の増加が見込まれる中において、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されることから、孤独・孤立対策に係る県民意識の醸成を図るとともに、県では、官民連携による施策推進のためのプラットフォームの設立、市町では、地域の関係機関が連携して必要な情報交換や当事者等への支援内容を協議する地域協議会の設置など、支援体制の構築を図る。</li> <li>ひきこもり対策について、当事者や家族等からの相談に総合的に応じるひきこもり総合支援センターの運営、オンラインでの居場所や家族交流の場の設置など、ひきこもり状態にある者の早期発見や中長期化している者への段階に応じたきめ細やかな支援を実施する。</li> <li><u>ヤングケアラー・若者ケアラー等、周囲も気づきにくく本人や家族の自覚もないまま表面化せず、問題が複雑化する傾向にある中で、ヤングケアラー・若者ケアラーの早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ等の支援体制を市町等と連携を図りながら全県に構築する。</u></li> <li>自殺対策について、関係機関・団体が連携し、相談体制の整備を図るとともに、子ども、若者、中高年層、高齢者層などライフステージに応じたきめ細かな対策を推進する。</li> <li><u>市町域の社会福祉法人間のネットワークを強化し、施設種別の垣根を越えて連携を進めている「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」との協議・連携を深め、地域福祉の向上を図る。また、生活困窮世帯への包括的な支援ができるよう、県内各市区町社協に配置された「ほっとかへんネットワーク」や各支援団体等による連携・協働を推進する。</u></li> </ul> <p>(4) 権利擁護支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町において、第2期成年後見制度利用促進基本方針に基づき策定した市町計画の適正な推進を図る。</li> <li>市町は、本人の意思決定を支えるチームによる伴走型支援、虐待や生活困窮等への対応を含めた専門的支援、地域づくりの支援という3つの観点により、権利擁護支援センターの設置など各地域での権利擁護支援体制の充実を図る。</li> <li>県は、市町の権利擁護支援体制の充実強化にかかる後方支援(専門員配置による助言支援、支援体制づくり事例集を活用した研修等)を行うとともに、広域的観点から権利擁護支援にかかる全県的な地域連携ネットワークの構築等に取り組む。</li> <li>権利擁護のニーズが高まる中、認知症等で判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業のより一層の周知、活用を図る。</li> <li>高齢者や障害者、児童、配偶者等に対する虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要であり、関係機関や市町、県との緊密なネットワークを形成し、着実な情報共有を図る。</li> </ul> <p>(5) 共生型サービス等の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障害、子ども・子育て等の複数の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供する。</li> </ul>	<p>○困難な状況のある方の早期発見が重要。学校などの所属先がない、社会から孤立してしまう課題への対応【再掲】</p> <p>○市町に対して包括的な支援体制の整備に取り組む必要性を事例を併せて例示</p> <p>○ヤングケアラーは、その問題を抱えていることが見えづらく、自ら発信しにくいいため、地域の方が気づける場が必要</p> <p>○各市町社協に設置しているほっとかへんネットワークについて、連携や協働の在り方を示す必要</p>

骨子 (案)	備考 (第1回小委員会意見等)
<p>また、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、農園等において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせることによる世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場を整備する。</p> <p><b>2 安心して暮らせる地域づくり</b></p> <p>住民が住み慣れた地域において、安心して暮らすためには、住民等が主体的に「我が事」として参画し、互いに支え合う体制づくりや住民が主体となった地域づくり活動を活性化することが重要である。</p> <p>(1) 市町の実情に応じた重層的な圏域（エリア）の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉を効果的に推進していくため、市町の実情に応じ、重層的な圏域（エリア）設定を行うことが重要である。それぞれの圏域については、総合計画（まちづくり）や地域創生等の関係施策、介護保険事業計画（地域包括ケア、生活支援体制整備事業）、地域福祉推進計画など関連制度・計画等との整合を図りながら、設定することが求められる。</li> <li>特に、地域づくりを推進していくことを目的に実施されている生活支援体制整備事業における日常生活圏域と、市町地域福祉計画及び地域福祉推進計画の圏域については、それぞれ整合を図るべきものであることから、その考え方については整理し、整合を図った上で各計画に明記する。</li> </ul> <p>(2) 地域福祉ネットワークの構築</p> <p>設計された圏域ごとに、地域生活課題の解決を目指した住民、地域団体、福祉専門職、行政等が協議・協働するネットワーク（地域福祉ネットワーク）を構築する。地域福祉ネットワークの構築にあたっては、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、地域課題の解決とその発生の防止を目指す仕組みとして構築することが重要である。とりわけ、自治会域、小学校区域等など住民に身近な圏域においては、住民の主体性・自主性がより一層促される工夫が必要であり、行政や社会福祉協議会はその活動を後方から支援していくことが求められる。</p> <p>(3) 地域を支える団体の基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくりを進める上で中核となる地域住民等で構成される地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、セルフヘルプグループ等の活動を活性化させるため、学習機会の提供や活動拠点、地域づくりに関する情報提供など、財政面からの支援にとどまらない幅広い支援を行う。</li> <li>こうした団体が県内各地で運営する、子ども食堂、認知症カフェ、サロンなど、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所づくりを支援する。</li> <li><u>地域住民による取組と、多職種連携などの専門職中心による取組を協働して行うことにより、個別の課題解決にとどまらない、相互作用としての地域生活課題の解決に資する広がりのある取組が展開される。このため、介護保険制度における生活支援体制整備事業や、重層的支援体制整備事業における取組等を充実させることを通じて、地域づくりを支援していく。</u></li> </ul> <p>(4) 社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法において社会福祉法人の地域公益活動が責務として位置づけられる中、社会福祉法人が地域団体や住民と連携し、地域生活課題に分野横断的に対応する「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」による先駆的な取組が広がっている。社会福祉法人の専門性やネットワークを活かし、市町、社協等と連携した地域ニーズを踏まえた地域公益活動を推進・支援する。</li> <li>また、県では、社会福祉法人による地域公益活動の全県での普及促進を図るため、特別養護老人ホームなど、地域のニーズを踏まえた積極的かつ効果的な「地域における公益的な取組」を実施する施設を「地域サポート施設」として知事認定を行い、その活動を推進する。</li> </ul> <p>(5) 災害時に備えた平時からの対応</p> <p>地震や水害など大きな自然災害が相次いで発生する中で、災害に強い地域づくりを進めることが重要である。そのためには、サロンや地域づくり活動等を通じて、普段から地域の中で顔の見える関係づくりに取組むとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者の支援体制を地域の中で構築し、住民同士で共有する仕組みづくりを進める。</p> <p>(6) 外国人が安心して生活できる環境整備</p> <p>外国人が日本での生活になじみ、就労先で能力を発揮できるよう受け入れ分野に応じた情報の提供や相談・支援体制の整備を行うとともに、日本語</p>	<p>○困っている人を見つけ、地域全体でその方を支える、という取組が地域福祉の充実には必要</p> <p>○外国人との共生社会をどのようにつくっていくか【再掲】</p>

骨子 (案)	備考 (第1回小委員会意見等)
<p><u>教育等の推進を通じて外国人が安心して生活できる環境整備を進める。</u></p> <p>(7) 寄附文化の醸成  地域住民や地域団体等が地域のビジョンを描き、共有し、地域づくりに向けて、想いを資金支援の形として実らせるよう活動することも重要となる。具体的には、<u>資金提供も地域づくり活動への参画のひとつの形態にとらえ、「ふるさとひょうご寄附金」の推進・活用をはじめとする住民や企業等の寄附文化の醸成を図る。</u>  また、地域福祉推進を目的とする共同募金活動（共同募金会が中核となり推進）に積極的に参画することにより、地域生活課題の解決に向けて、計画を立て、募集し、募金いただいた活動資金をもとに事業を実施することが、主体的な地域づくりに繋がる。</p> <p>(8) 福祉以外の様々な分野（まちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災等）との連携  様々な問題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とし、福祉以外の様々な分野との連携を推進する。また、各分野の関係団体がより理解を深められるよう、会議の開催等により、連携を深める。</p>	<p>○福祉サービスにより多くの投資が必要。その際、福祉サービスの質、専門性を重視した上で予算を掛ける必要</p>
<p><b>3 地域づくりを担う人づくり</b></p> <p>地域住民が、住民自治の担い手として主体的に地域社会に関わっていくためには、福祉学習の充実や身近な活動の場の提供、地域の実情や地域活動に関する情報提供の充実等を通じて、地域福祉の担い手としての関心を高めるほか、これまでは支えられる側として捉えられるような方でも、支え手・受け手という関係を超えて、どのような方でも社会に参加でき、支えるような役割も果たせるような自発的な行動を促す「きっかけづくり」が重要となる。併せて、地域住民と協働し、地域課題の解決を図り、民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手の育成を図るとともに、増加する介護ニーズ等に対応するため、福祉・介護人材の確保（定着）又は資質の向上を着実に進めることが重要である。</p> <p>(1) 住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援  地域住民の地域への関心を喚起し、地域づくりへの主体的な関わりを促進するための取組を進める。具体的には、①生活・福祉課題への気づきや行動を促す社会教育や人権教育などを含む地域福祉学習の推進や協議の場づくり、②身近な活動の場の提供、③住民に対する地域づくり活動や地域の状況に関する情報提供の充実、情報弱者に対するきめ細かな支援を行う。</p> <p>(2) 高齢者、障害者や若者等の当事者の目線に立った地域福祉を担う住民の育成  ・ <u>地域の持続や発展のためには、次代を担う子どもや青少年などの若者が、積極的に地域づくりに参画することが期待される。また、若者の柔軟な発想や、若者が主体となった取組は、地域に新たな魅力を付加することにつながる。</u>このため、体験学習の充実など若者の地域への関心を喚起する取組を推進する。  ・ サービスの受け手が、時にはサービスの担い手にもなるなど様々な立場の人たちが活躍できる機会を、NPOや地域運営組織、民生委員・児童委員等が中心となり、地域の中に多様に作ることを推進する。</p> <p>(3) 地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり  ・ <u>民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっており、担い手確保に向けて、様々なイベントにおいてチラシ、ポスター等の広報に努めるなど、地域住民への積極的なPRに努めるとともに、民生・児童協力委員制度の活用等を通じて活動支援の強化を図るほか、個々の民生委員・児童委員や民生委員・児童委員協議会の活動実践事例を積極的に発信するなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に努める。</u>  ・ 地域福祉の基礎となる市区町の圏域に、地域づくりの専門職であるコミュニティワーカーを適正に配置し、地域の中の組織づくりや学習・協議の場づくり、拠点づくりを進めていくとともに、対人支援を行う地域生活支援ワーカー等の育成を行っていく。  ・ 併せて、地域づくりを進める中核となる地域住民等で構成されるNPOやボランティア活動等が行う地域福祉活動を引き続き支援する。</p> <p>(4) 福祉・介護人材の確保（定着）及び資質の向上  ・ <u>福祉・介護人材を質と量の両面から確保するため、多様な人材の確保、資質の向上、定着の支援等に取り組む。</u>また、<u>介護職員の負担軽減や業務効</u></p>	<p>○県社協において、子どもに福祉への意識を持ってもらえるような事業を構想しているので、地域福祉支援計画に盛り込んでもらいたい</p> <p>○民生委員はあらゆるケースに係る最も身近な相談役として頑張っているが、やはりなり手がいない</p> <p>○仕事のやりがいを見いだせる、仲間と連携する、力を合</p>



骨子(案)	備考(第1回小委員会意見等)
<p>率化、魅力ある職場づくり等に向けて、介護ロボットの導入やICTの普及促進など介護現場の生産性向上に関する取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・介護分野において、県が実施主体となる研修について、各業務のやりがいや多職種の中での役割分担を意識付けするとともに、研修内容についてもスキル向上に資するものとなるよう努める。</li> <li>EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受け入れや、平成29年11月に外国人技能実習制度に「介護」が追加されたことを受け、外国人技能実習生の受入体制を整備する。</li> </ul>	<p>わせる等、人材を育成、確保するため、体験的に身につく仕組みを考慮した研修等の必要</p>
<p><b>4 計画的な地域福祉の推進</b></p> <p>地域福祉計画は、市町の地域福祉推進の基本方針となる重要なものであり、各市町は、地域の実情を踏まえた地域福祉推進の方向性を定めた市町地域福祉計画を策定・改定し、各市町の計画に沿った事業の実施を推進していく。地域福祉を推進する各主体が相互に理解を深め、協働を推進することや計画の評価体制を構築するなど、その実効性を高める仕組みを作っていくことが重要である。</p> <p><b>(1) 各主体の協働推進</b></p> <p>地域福祉推進の中核的な機関として、市町、社会福祉協議会、共同募金会、社会福祉法人の役割は重要であり、市町地域福祉計画にもそれらの役割を明記する。</p> <p>(市町の役割)</p> <p>市町は、社会福祉法、生活困窮者自立支援法、介護保険法等に基づく施策を地域福祉推進の観点から積極的かつ柔軟に実施するとともに、<u>社会福祉協議会、地域団体等の取組と緊密に連携し、必要な支援を行う必要がある。</u></p> <p>また、地域福祉計画の策定及び見直しにあたっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、地域福祉支援計画の内容や計画期間との調和を図ることが必要である。さらに、計画の実効性を高めるため、市町の総合計画等に位置づけることが望まれる。</p> <p>(社会福祉協議会の役割)</p> <p>社会福祉協議会は、市町域で福祉を通じたコミュニティ形成のための地域福祉活動を推進する中核的な役割を担う組織として位置づけられている。このため、地域福祉のコーディネート役として、公民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められている。また、社会福祉協議会が中心となって、地域住民や社会福祉関係者の参画を得て「地域福祉推進計画」を策定する中で、市町地域福祉計画と地域福祉推進計画の相互連携を図る。</p> <p>(共同募金会の役割)</p> <p>共同募金会は、地域福祉の推進を図るため、寄附金を募集し、集まった寄附金を県内の社会福祉事業に配分する共同募金事業を行うことを目的に設置される社会福祉法第113条に基づく組織で、民間の地域福祉活動を支える重要な資源となっている。地域や職場などでの募金活動や福祉活動への助成、広報活動などを通じ、県民の地域福祉への理解と参加の促進、寄附文化の醸成などが期待される。</p> <p>(社会福祉法人の役割)</p> <p>社会福祉法人は、多くの福祉・医療の専門スタッフを有することに加え、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かした「地域における公益的な取組」の実践を通じて、積極的に住民の主体的な地域づくり活動や包括的な支援体制づくりに貢献していくことが期待されている。</p> <p><b>(2) 地域福祉推進計画との連携推進</b></p> <p>地域福祉活動を支援するため市町が策定する市町地域福祉計画と、住民協働の取組に重点を置いて社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画の策定にあたっては、公と民の特性を踏まえたうえで、相互に連携を図る場づくりや計画期間の統一を図るなど実効性を高める工夫が求められる。</p>	<p>○行政職員の能力に依存する部分が多く、作業の進捗も大部分が属人的な中で、市町に対してそれぞれの体制をどう整備すべきか</p> <p>○福祉サービスに対して資金を投入し、立て直していかなければ、現代の複合化した問題に対応できない</p> <p>○各市町によって事情が異なる中で、行政から社協への情報提供が必要</p>

骨子 (案)	備考 (第1回小委員会意見等)
<p>(3) 市町地域福祉計画の進行管理・評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町地域福祉計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するためのチェックリスト等により計画の進行管理及び評価を実施する。</li> <li>計画の進行管理・評価にあたっては、計画の中間年度など定期的なフォローアップを実施する。また、社会情勢や国の制度改正に応じて、計画策定後も目標を見直すなど、柔軟かつ着実な計画の推進を図る。</li> </ul> <p>(4) 行政職員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な課題解決の仕組みづくりを進めるためには、福祉部門だけでなく、庁内の関係各課の理解と連携を深める必要がある。このため、庁内連絡会議等の開催を通じて、関係課の情報共有を図るなど、地域福祉に関する意識を醸成する取組を進める。</li> <li>地域福祉の政策動向やコミュニティワークに関する職員研修の実施や好事例の紹介、市町間の情報交換の場を提供して、分野横断的な社会福祉関係部局職員の人材養成を図る。これらを契機として自治体間連携についても好事例等が創出されるよう支援する。 (※ 県内の自治体が連携して、地域福祉推進に係る事業検討を行う事例等について記載予定)</li> <li>日常的に地域づくりの視点を持ち、相互の施策を連携・発展させるための取組を進める。</li> </ul> <p><b>第4章 地域福祉支援計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉以外の分野を担当する関係部局との連携により、県政の様々な分野で地域福祉の視点から横断的な施策を推進するとともに、兵庫県社会福祉審議会等、有識者等で構成される会議体において、支援策の評価を行い、必要な対応策を検討する。</li> <li>計画の早期策定に向け、未策定となっている要因等を十分に把握した上で、県等が町の実情に応じた伴走型の策定支援を行う。 (※ 未策定の町：4町 (R5.10月末現在))</li> <li>市町地域福祉計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するためのチェックリストを作成し、市町による計画の進行管理や評価の実施を支援する。</li> <li>市町の地域福祉計画の実施に資するよう、高齢化率や生活保護受給世帯数、福祉専門職の配置状況など、地域福祉に関する市町別のデータや先進的な取組事例などを収集・整理し、各市町に提供する。</li> </ul> <p><b>第5章 県施策体系</b></p> <p>※ 庁内照会を行った上、別途整理</p>	<p>○各市町の地域福祉の取組を測る指標を策定し、定量的に進捗を把握する仕組みが必要</p> <p>○各自治体内だけの話ではなく、自治体間連携の方法について計画に記載する必要</p> <p>○地域福祉計画未策定の4町へのアプローチが必要 県内市町間における地域福祉のレベル差が生まれないようにすべき</p>